

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第5回 松阪市障がい者計画策定委員会
2. 開催日時	令和3年2月18日(木) 9時30分~11時15分
3. 開催場所	松阪市福社会館 3階大会議室
4. 出席者氏名	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、深川委員、八田委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、齋藤委員、鮎田委員、亀田委員、小川委員、奥野委員 (事務局) 石川圭一、西嶋秀喜、大田政雄、前川幸康、渋谷万里子、吉田茂雄、藤本匡
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市福祉事務所障がい福祉課 TFL 0598-53-4059 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

### ○協議事項

#### 協議事項

- (1) パブリックコメントの実施結果について(報告)
- (2) 第5期松阪市障がい者計画の最終確認について

**令和2年度 第5回松阪市障がい者計画策定委員会  
会議録【要旨】**

**1 開催概要**

会議名	令和2年度 第5回松阪市障がい者計画策定委員会
開催日時	令和3年2月18日（木） 9時30分～11時15分
会場	松阪市福社会館 3階大会議室
出席者	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、深川委員、八田委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、齋藤委員、鮎田委員、亀田委員、小川委員、奥野委員 （事務局）石川圭一、西嶋秀喜、大田政雄、前川幸康、渋谷万里子、吉田茂雄、藤本匡（傍聴1人）
議題	1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 議事 （1）パブリックコメントの実施結果について（報告） （2）第5期松阪市障がい者計画の最終確認について 4. その他 5. 閉会
配布資料	① 会議次第 ② 第5期松阪市障がい者計画（案）についての意見募集 パブリックコメントの実施結果について ③ 障がい者計画案に対するパブリックコメントおよび回答案 ④ 用語解説 ⑤ 第5期松阪市障がい者計画中間案（修正箇所溶け込み版）

## 2 会議録要旨

---

### 1. 開会

#### 事務局

---

失礼します。では、定刻になりました。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今より、第5回松阪市障がい者計画策定委員会を開催いたします。本日の会議資料の確認をいたしますので、まずお手元に配布してあります、松阪市障がい者計画策定委員会第5回次第と、あと資料3用語解説の方の2種類をお配りしております。それと事前にお送りしております資料としまして、資料1、右肩の方に資料1としまして、第5期松阪市障がい者計画案についての意見募集 パブリックコメントの実施結果について、それと資料2ですね、障がい者計画案に対するパブリックコメントおよび回答案の2つと、それと資料送付の際にお持ちいただくようお願いしました、計画案の本冊の確認の資料としまして、第5期松阪市障がい者計画中間案、右上の方に修正箇所溶け込み版という資料も今回確認の方をお願いいたします。こちらの資料、お手元にない方はお見えでしょうか。では、また、ちょっと資料の方の確認をさせていただいている間に、本日委員の方の欠席等の状況の方を報告させていただきます。本日ですね、所用にて欠席ということでご連絡いただいておりますのが商工会議所の井村部長、ハローワークの村井さんと、松阪保健所の浅井副所長と、松阪あゆみの中川校長先生が欠席ということと、あと市民公募委員の小川委員さんにつきましては30分ほど、用務で遅れてくるということで連絡を受けております。本日手話通訳者を介しての通訳のほうもありますので、ご発言の前にはお名前を言っていただいてからの発言ということで、協力のほうよろしくお願ひします。

### 2. 委員長あいさつ

#### 事務局

---

すみません、長くなりましたけど、まず委員長からご挨拶をよろしくお願ひします。委員長、よろしくお願ひします。

#### 委員長

---

(委員長によるあいさつ)

### 3. 議題

#### 事務局

---

(事務局による説明)

#### 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。パブリックコメントですね、とても鋭

い意見もたくさん書かれています。私はこのパブリックコメントは、松阪市民が本当に思っていることを書かれてるなというふうに思いました。これをどう生かすか。

委員

---

ちょっとすみません。議長の意見だけでなく、皆さんの意見も聞いてください。

委員長

---

そうですね。すみませんでした、本当。どうしてもしゃべりすぎます。皆さんのご意見をぜひお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員

---

はい。

委員長

---

はい、どうぞ。

委員

---

ちょっとお聞きしたいんですけど、(計画案に反映する)この3点はどういう基準及びエビデンスをもって3点を選んだかを教えていただきたいのですが。

事務局

---

一つひとつ、まずこのご意見の概要の中で、まず市民の方が分かりやすいのではないかということで、定義の説明の記載につきましては、以前の委員会の中でもご意見いただいておりますし、巻末辺りに、こういった形で記載させていただくというお返事もさせていただいたということもございます。また他に、下のところの第5期松阪市障がい者計画による障がい者にはということで、基本的にこの障がい者の、という範疇といいますか、規定されております内容を明確にお示しする方法をしなければ、全体への影響が大きいということで、これは反映させていただくということで。以上のような説明でよろしいでしょうか。

委員

---

はい。

委員

---

内容じゃないんですけど、今日1人リモートで参加されてますけど、どなたかご紹介していただいてもよろしいです。

事務局

---

ご紹介遅れましてすみませんでした。今回リモートで、今までも参加していただいております、こちらが障がい者計画策定の業務の支援のほうの仕事を受けていただいております、委託業者の研究員の方で、東京からリモートでこちらのほうの公聴という形で参加していただいております。以上となります。

委員

---

これを書かれた方ということですね。

**事務局**

こちらの障がい者計画を市のほうでまとめる際の支援をいただいた方ということになります。

**委員**

公聴とかじゃなくって、事務局側で参加という理解でよろしいですか。

**事務局**

そうですね、こちら、策定に関わる職員ということで、事務局のサポートというふうな位置づけになります。

**委員**

分かりました。ありがとうございます。

**委員長**

それでは他にご意見ありませんか。

**委員**

パブコメについてですか。

**委員長**

まず、パブコメについて。

**委員**

失礼します。これ、回答案が出てますけども、回答案はこれからパブコメを寄せていただいた市民の方にお返しすると、こういうことですね。

じゃあ、ちょっとそれに関連して意見等言わしていただきたいんですけど、回答が抜けている項目がいくつかあるかなと思うんです。例えばですね、1ページでも2番目のご意見の中で、特別支援教育に関するご質問みたい、提案みたいなものがあるんですけども、ご意見ですね、それについての回答が抜けていたりとかですね、そういう項目がいくつかあるんで、そこら辺はこれからどう処理されるのか、ちょっと教えていただきたいかなと思います。

それから、一つひとつの項目についての意見でもよろしいんですか。質問についての。全体を通しての。

**委員長**

できれば、時間的な問題がありますので、全体を通してということで。細かいご意見もね、ぜひお聞きしたいんですけども、ちょっと時間の関係でね。全体を通してということで。次の人、意見がありますので。お願いします。

**委員**

はい。じゃあその点までお願いいたしたいと思います。

## 事務局

---

失礼いたします。様々な具体的なご意見をいただいておりますので、この一つひとつのご意見に対して一つひとつのご回答を差し上げるかどうかという部分があるんですが、この障がい者計画につきましては、基本的な障がい福祉体制づくりと申しますか、その辺の理念的な部分を計画書に載せていくというベースの部分がございますので、具体的な様々な、いただいておりますご意見につきましては、各担当部局にこのご意見を今後のサービス、利用者のニーズに応じた事業展開が出来る限り出来るようにということで、この各事業には反映させていただき、ご意見としていただいたというような立場としています。パブリックコメントに対する回答は、基本的な・ベーシックなところの記述になっておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。以上です。

## 委員長

---

はい、どうぞ。

## 委員

---

ちょっと遅くなりまして、すみません。パブリックコメントですね、特にいろいろご意見いただいておりますけど、計画の文面等ですね、変更しないと申せない、そういう意向はございますか。

## 事務局

---

失礼します。そうですね、昨年末お送りしましたパブリックコメント用の溶け込み版という形でお配りしました記述のほうからにつきましては、用語解説の資料の追加と、障がい者の定義を記述した枠のところがあるんですけど、そちらの障がい者の定義の部分に、難病患者をこの障がい者計画の対象とするということでの説明を加えるという2点の追加があります。

## 委員長

---

いいですか。この回答で。他にございますか。はい、どうぞ。

## 委員

---

今の事務局のお話だと、計画案にこのパブリックコメントを具体的に反映するってことはなくて、今後担当のほうにこの意見を下ろしていくってことだと解しました。それで、回答案を見ますとね、いろいろな言葉遣いがあるので、どれがすぐやるので、これは聞いただけっていうのが分からないので、教えていただきたいんですが、例えば、取り組んでいきますっていう言葉遣いで終わってるの、ありますよね。それから参考とさせていただきます、っていうのもありますし、推進していきます・進めていきますとか、努めていきます、いろいろあるんですけど、市民としてはですね、どれだと結構やっていただける感じで、どれが、まあ聞きました、で終わってしまう感じなのか、今教えてもらってもよろしいでしょうか。

## 事務局

---

各回答案の中で、特に語尾のところですね、努めてまいります、検討してまいります、また、参考にさせていただきます等、内容によってですね、様々な言葉遣いになっているかと。おっしゃるとおりでございます、これにつきましては、

各担当課で、このご意見から今後のことを検討していくという、語尾によって差が出るということではなくて、この言葉、内容によって参考にさせていただきながら検討も加えていくような意味合いで取っていただきたく思います。よろしくをお願いします。

委員長

---

いいですか。今の回答で。

委員

---

よくないです。分かりません。

委員長

---

より分かりやすく説明してください。よくないというところを。

事務局

---

申し訳ございません。先ほどおっしゃられたとおりですね、参考にさせていただきますという言葉は、より幅広く取っていただいた方がいいかと思ひますし、取り組んでいきますというふうに書きますと、こちらの方向を見てですね、取り組みを進めていくべき内容だというふうにとりていただきたらいいと。申し訳ありません。よろしくおひひします。

委員長

---

いいですか。

委員

---

はい。

委員長

---

それでは他にご意見とかありましたら。はい、どうぞ。

委員

---

今回の計画案ですか、回答案とかそういうような内容を見させていただきまして、大変重たい意見っていうような、この計画で受け止めることが困難な場合の内容がいくつかあると思うんです。例えば児童虐待だとかいうような問題点とか、それから、まだまだこれから取り組むとっていいのかどうか分かりませんが、例えば犯罪に走ることを予防する制度設計というものを求めているような感じの意見があったと思ひます。分かるんですけど、そういうような、この計画にはそれほど、回答のように、努めてまいります、検討しますと書いているような表記でされているんですけど、関係機関には連携してやりますよ、という回答案は、まあ、これしか書けないだろうというのは理解できます。ただ、ひとつ、何が言いたいかという、その関係機関へただこういう意見がありましたという働きかけだけで終わってしまうのか、ちょっとその辺が不安材料にも思ひます。例えば、今回の計画策定の経過の中で、こういう、市民から、大変、貴重な意見が出たので、ぜひぜひ取り組んでほしいという積極的な働きかけが、例えば健康福祉部の方から各関係部局の方へ、しますよというような取り組みというか、姿

勢というものはあるのでしょうか。例えば文面的に出すとか、こういう意見がありましたよ、ただ健康福祉部も努力しますけど、あんたのともちゃんとしてよと、教育関係も、結構普段も出て来ているんですよね。放課後児童クラブの関係も今大変大きな問題、課題を抱えている部分ですけど、それに関連した問題があって、例えば、世古会長がトップで座っていただいている三重県障がい者芸術文化活動支援センターの関係も出て来ているんですけど、実はこれまだ過渡期。これからやろうという、非常に、大変苦勞していただく部分があるという情報は、僕、聞いているんですけど、市としてはどうなのか、これ教育委員会に出すっていう、この前の意見、いただいているんですけども、その辺も、何かこう、この回答案だけじゃちょっと不安のように思いますので、ぜひぜひその点について、前向きな意見がありましたら聞かしていただきたいんですけど。

## 事務局

---

各担当部局です、この回答案につきましては、関係するところへ、こういった形のお声がありました、また、回答案をそちらでも検討、共有をして回答いただいております内容でもございますので、こういった形で回答しますという辺りも含めて、関係部署で共有して、その取り組みをされるということは記載して対応していきたいと思っております。また先ほど懸念された、これからの部門ということにつきましても、例えば先ほどの犯罪の予防辺りも、国の取り組みを、確かにもう具体的に進めてみえまして、また裁判所も関わりながら更生施設も、各県単位ぐらいに、設置される方向で、福祉サービスとつなげていく、それでもって、福祉サービス部門とすると、そこへ支援をサービスの提供という形でやっていくような方向で、連携をなさいよという指示も出ておりますし、また、芸術の分野につきましても、これからですので、松阪市とすると、障害者福祉センターが、いろいろな芸術的な、絵画とかの取り組みを進めておりますし、また、施設関係におきましても、作品展等に出していただく作品も本当にいい作品もたくさん出していただいております、各事業所でも取り組みを進めていただいております、本当に感謝を申し上げている次第で、これからのですね、前向きに取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

## 委員長

---

どうもありがとうございます。それでは、はい、どうぞ。

## 委員

---

すいません、失礼します。パブリックコメントの方拝見させていただきますと、かなり、障害者の方たちが、精神の方、他科受診、精神科の受診もですけれども、他の、歯科であったりとか耳鼻科であったりとか、他科受診をするのにすごく苦勞するっていうことが、結構問題を抱えていたかなと感じました。その中を見せていただくと、やはり計画の中で、71ページの、口腔の健康づくりの「みえ歯ートネット」というのを、私昨日検索してみたんですが、実際松阪市内で9箇所、尾鷲で2箇所しか、そこには登録されておらず、過去5年間の中でその研修を受けていただいていた、松阪市内の9箇所の歯科医さんの中でも、5年間の中で研修を受けている歯科医さんが3箇所しかないんです。ですので、やはり、そういう方たちを受け入れますよということで、ここでは歯科医の先生たちも努力をしていただいているというのは分かるんですけども、そういった研修を松阪市の方からも取り組みを進めていきながら、広く受けていただけるような、先生たちへの働きかけっていうこともしていただけるような活動をしていただけたら、も



う少し、なかなかこう、歯医者さんとか、やはり、病院に行かなければならないけれどもなかなか行けない、利用者さん自身が行けない部分、病院側が受け入れられない部分っていうのがあるかと思うんです。実際、私も高齢者福祉に携わってきた中でも、日常の方で歯医者に行っても口が開けられない、意思疎通ができない、なんでこんな人連れてきたんやって言われることがありました。ですので、そういったことがないように、やはりそういった障がいの特性とか理解を進めていただける中で、受け入れていただく先生方をサポートしていただく働きかけっていうのを、松阪市の方でもぜひしていただけたらと思いますので、ちょっと、パブリックコメントの回答の話からそれるかも分からないですけども、パブリックコメントにおいて、ちょっとそういう気持ちになりましたので、ぜひともそういったサポートを市の方でしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

#### 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。松阪市が行政としてきちっとすべきことをですね、今おっしゃられたと思いました。それで、他にありませんか。そういうことで、はい、どうぞ。

#### 委員

---

ただ今ですね、委員さんおっしゃった通り、非常に私も同感でございまして、精神の障がい、合併症の方などお見えになる。様々な合併症を持っている人で、まさにちょっと、今ご紹介されてるところを知らなかったんですけど、勉強したいと思います、ぜひですね、先生方にですね、結構、やっぱりなかなか難しいところがございまして、精神科と連携してさせていただければよろしいかと思えますけど、医師会もご協力をぜひ、歯科の先生とさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

#### 委員長

---

どうも、具体的なお話をいただきました。どうもありがとうございました。それでは、時間の関係がありますので、続いて議題の2の方に入りたいと思えますけど、いいでしょうか。

第5期松阪市障がい者計画の最終確認についてということで、皆さんからいろんなご意見を聞かせていただきたいと思えます。それではまず事務局の方から説明をお願いします。

#### 事務局

---

(事務局による説明)

#### 委員長

---

ありがとうございました。それでは最終確認ということで、皆さんから、この資料、中間案を読んでいただいて、このところ、事務局としてどういうお考えなのかとかですね、また、こういうところの表現の問題はあれじゃないかとかですね、ご意見があると思えますけども、ご意見をよろしく申し上げます。はい、どうぞ。

#### 委員

---

パブリックコメントの中にも出て来てるんですけども、75 ページ、情報提供・意思疎通支援の充実の施策の方向性その2、意思疎通支援の充実というところでですね。ここに、やっぱり、手話通訳とか、そこら辺の支援のことがずっと書かれておるわけなんですけども、それ以外の障がいをお持ちの方について、その意思疎通支援をどうするかという部分が不足しているのではないかというふうに思います。パブコメの中にもそういうご意見が出てきたかなというふうに思うんですが、やっぱり、意思疎通支援というのは、聴覚障がい、それから視覚障がいの方だけではありませんのでね。その部分、ちょっと追記をしていただくとか、必要ではないかなと。第4期の方の計画にはちゃんとそこら辺書かれていたと思うんです。第4期の42 ページですね。その旨がちゃんと記載されてるんですけども、この第5期にはそこがありませんので、そこら辺、ちょっとお願いしたいなというふうに思います。

それからですね、もう一点。これから、第5期の、計画が完成するということになるんですけど、この後ですね、このダイジェスト版を出される予定があるというふうに聞いとるんですけども、その時に、やっぱり障がいの当事者、特に知的な障がいのある方にも分かるようなダイジェスト版を作成していただく必要があるのかな。例えば細かくルビを振っていただいたりですね。それからイラスト等で視覚的にも分かりやすく示すとか、そこら辺の、ちょっと考えたうえで、障がいの当事者にも分かるような作り方のダイジェスト版を作成していただきたいなど、これは要望になります。よろしくお願いします。

## 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。非常に貴重な意見でですね、皆さんにいろんな議論をしてもらいたいなという、私はそういう気持ちになりました。そういうコミュニケーションの問題ですね、聴覚障がいの方たちには分かりやすい表現、身体を使っての手話の問題、手話っていうことで、松阪市も非常にそういう方向では頑張っていて、手話する通訳の問題も考えられておられると思うんですけども、今委員さんが言われたような、知的障がいの人たちにどういうふうに分かりやすく情報を発信していくのかということも辺りに、いろんなご意見、いろんな経験をおありの方がいらっしゃると思いますので、ぜひ、質問をしてもらいたいと思いますけれども。いわゆる分かりにくい言葉とか、分かりにくい文字言語とかっていうもので、実はこの計画も作られているんですけども、これをどのように分かりやすい、言葉とかね、分かりやすい説明を加えていったらいいだろうというような、大きな、私たちの課題があるんじゃないかなと思いますけども。その辺のところを、いろんな議論をしてまいりたいと思います。どうでしょう。

## 委員

---

まず、事務局としてはどうしていくか、教えてもらおう。

## 事務局

---

失礼します。基本的に、国のいうところの意思疎通支援という言葉ですが、これにつきましては、障がいとか難病があるということで意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳、要約筆記等の方法によって意思疎通を支援するというようなベース、ベーシックなところがありまして、それに沿って施策を展開しておるわけでございますが、例えばこの他にですね、同行援護であったりとか、居宅におきましても様々な方法で、この担当している方たちに意思疎通の手段を用いてと思うんですが、この部分での意思疎通支援という部分につ

きましては、基本的に、この書かれておるような内容の部分で、というふうには考えておりました、その他のですね、本人の意向といいますか、自立という言葉の意味もありますが、障がい者の方ご本人が判断して、ご本人の色々な思いを受け止めて支援をしていくというふうの、自分の意思をしっかりと確認しながらっていう部分に、欠かせないというのが現実でございまして、その辺は実生活を支えるっていうような、77 ページ、この部分のニーズになってこようかと思うんですが、その辺の、ご本人の意思を確認するっていう辺りになっておりますので、意思疎通支援という言葉で、どうしても、手話通訳や要約筆記等、また他に板書をと、意思を伝えるための方法、様々にありますが、そういった形のものというふうに考えておりますので、現在の記述での対応では少ない、追加したいなどというふうには考えておるわけですが、どうでしょうか。

---

#### 委員長

いいですか。

---

#### 委員

それじゃ、すいません。意思疎通で言いましたけど、脊髄機能の変性症とか、ALS の人では、意思疎通がしにくいということはたくさんありますよ。他の人でもあるのが現状です。それをどうなんですかということなんですが、事務局として、計画にどこに載るかということを知りたかった。

---

#### 委員長

今の委員さんからの意見に対しては。

---

#### 事務局

75 ページの情報提供・意思疎通支援の充実のところではございますが、⑥のところではございまして、障がい福祉に関して、障がいのある人に寄り添った情報の提供支援というところで、障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介などの情報の提供について、障がいのある人に配慮した方法により、分かりやすい情報提供に努めます。また、家族等の支援関係者及び障がいの特徴や支援方法等の情報を共有できるよう、サポートブック等の利用を促進していきます、というような感じで、ここの部分での記述という形でさせていただいているような次第です。よろしく申し上げます。

---

#### 委員長

はい。いいでしょうか。

---

#### 委員

それで意思疎通ができるのやろうか。  
先ほどの回答だけで。

---

#### 事務局

そうですね。すみません。

---

#### 委員長

今の疑問がありますけども、今、別の委員の手が挙がっていますので。

## 委員

---

障害者差別解消法がスタートしていますよね。差別解消法の中に、意思疎通ということで、そういう関連した文章があると思います。聴覚障がい者だけではなくて、聴覚障がい以外も変わらない、言われたような障がいを持った人たちも、意思疎通できない人たちがいらっしゃると思います。その意思疎通ができるように支援をするっていう、こう、確か目標があったと思います。それに関連して、この意思疎通のところに文言として入れたらいいのではないのでしょうか。

## 事務局

---

現状のお話になりますますが、現状は、様々に、意思疎通が困難な方への日常の福祉サービスの中で、現場になりますますが、居宅支援のヘルパーさんとか、同行援護される支援者の方がですね、様々な方法で、その障がい者の方に応じた意思疎通をしていただきながら、日頃の支援をしていただいているというのが現実でございまして、そのこの部分を記述という形になってくるのかなとは思いますが、普段のサービスの中で対応しているというのが現状でございまして、その辺ですね、どのように書いていくかということになるかと思うんですが。

## 委員

---

すみません。さっき委員さんがおっしゃったことと、すごく一緒だと思うんですけど、意思疎通っていう時ですね、いろんなレベルの意思疎通ありますけど、例えばこの計画ですよ、今私たちが見てる。これが障がいのある人に読んでいただけてますかっていうことで考えるとですね、これ、私、今回パブコメくださいって言って、精神障がいのある方、たくさんの方に手渡しして、読んでくださいって言いましたけど、ほとんどの方が難しくて意味が分からんって言うんですよ。それはその、漢字が読めないとかそういうレベルのことじゃなくて、何を言ってるか分からない。さっきちょっと質問されたと思いますけど、取り組みますとか努めますの違いとかも分かんないし、検討しますっていうのがどういうことかも分かんないみたいなことも含めてですね。なので、まずこれが障がいのある方に読めるような形に、例えばさっきおっしゃったように、ダイジェスト作るんだったら、せめてダイジェストには全部ルビを振ってもらおうとか、何かそういうようなことがないと、意思疎通っていうのは、今トイレに行きたいですっていう意思疎通もあるけれども、計画にどういうことしたいですかっていう意見を言うっていう意思疎通もあると思うんですよ。なので、さっきから、事務局からサービスで、サービスで、言われてるけど、それはそれなんですけど、もう、この今作ってる計画が、障がいのある人に読んでいただけなかったら意見ももらえないわけなので。そういうレベルのこともお話していただきたいなと思っていて。

今回いただいた用語解説なんですけど、これ、私、すごいお願いして作ってもらって、ありがとうございます。これですね、あかさたなとなっておりますけど、計画の中の、ここに、難しい言葉があるから、これは用語解説見てくださいますか、索引みたい、索引みたい、こう、何か関連付けたりされるんですかね。そうでないと、ここで分かんないから、巻末見たら分かるみたいになってないと、結局見てももらえないと思うんです。

## 事務局

---

先ほどの、この用語集につきましては、文中の中で巻末読んでいただけるように、分かるように、印を入れるような形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 委員長

---

先ほど言った、この計画が、障がいのある人たちが読んで分かりやすいものを作っていくのかどうかというのは。そういうところもご意見があったと思いますけど、その辺。

#### 事務局

---

ダイジェスト版につきましては、ルビを入れるような方向で考えていきたいというように考えます。よろしくお願いいたします。

#### 委員長

---

ダイジェスト版は作るんですね。ダイジェスト版は作るということで決定ということで、事務局から説明されました。はい、どうぞ。

#### 委員

---

先ほどの意思疎通支援の話に戻りますけれども、これ、意思疎通支援事業ということとはまた別だと思えますね。意思疎通支援って、厚生労働省の方で、この意思疎通の対象にしている人の、障がいの種類が書いてあるんですけども、ちょっと読んでみますが、聴覚・言語機能・音声機能・視覚・失語・知的・発達・高次脳機能・重度の身体などの障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障があるものというふうに、広く書かれていて、聴覚障がいだけが対象ということではないと思うので、もっと広い障がいもあるということなんで、さっきおっしゃられたように、付け足しをした方がいいんじゃないのかなと私も思いました。

#### 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。今、付け足した方がいいんじゃないかというようなご意見ですけども。

#### 事務局

---

失礼いたします。その辺ですね、確かに、ここの部分ですね、対象者となっている形の表記がございませんので、そこを分かりやすいように変えたいというふうに考えます。具体的な方法が、今のところ、ちょっとまだ思い浮かんでおりませんので、申し訳ありません。

#### 委員長

---

委員さん。いいですか。事務局はまだ具体的な方法が分かってないということで、委員さんからも提案してもらえますか。具体的な内容を。その辺の話し合いを今後していただくということで、いいですか。

#### 委員

---

はい。

## 委員長

---

いいですかね。

## 事務局

---

すいません。実は今回が最後ということもございますので、次回、議論いただく場がないということもありますので、できましたらこの場で、というふうに思いましたので、少し提案めいたこと、申し上げたいなと思います。

この75ページ、今ご覧いただいているかと思うんですが、こちらの中でですね、やはり、主な取り組みとしてなかなか、明記しにくい部分はあるんですけども、この本文の中に最後の方のところ、障がいのある方の意思疎通の支援という部分がございます。もう少し具体的に例示をさせていただくなどしてですね、していったらどうかという、先ほどの高次脳機能障害とか、ALSだったりとかというふうなお話もあろうかと思っておりますので、対象者のところを、例えば聴覚言語機能・音声機能・視覚・失語・知的・発達・高次脳機能・重度の身体などの障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方というのが対象者の例としてございますので、その辺を、どのような形かはちょっと申し訳ございません、もうお任せをいただければと思うんですけども、少し提示をさせていただくような方法でさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

## 委員長

---

はい、どうぞ。

## 委員

---

先ほど、言われた提案、いいんじゃないかなと思いますが、ただ一つ、それをお願いをしたいのが、そのように付け加えると、今載っている事業は、聴覚障がい者とか、視覚障がい者向けの手話とか、その関係だけしか載ってない。そうすると、そういう以外の、発達障害とか、そのもろもろの範囲に新しく付け加えた人のための支援策をここへ追記してもらわなきゃいけないと思います。でないと、読み手の方が、書くだけ書いて、あと何もないんかという誤解を招く恐れがあるんじゃないかなと思います。ですので、その点については、追記は必要だと私は賛成しますが、そのためには、その施策の方向性（2）の意思疎通支援の充実という項目の中に、さらにその部分の対応できる施策の、ちょっと入口をここへつけていただかないと、どうなのかなと、いやいやそれで、付け加えなくてもいいっていう意見であれば、私は何も言いませんけど、加えた方がいいんじゃないですかというふうにさせていただきます。

## 委員長

---

はい、どうぞ。

## 委員

---

本来でしたらね、前回の時に言わせていただければよかったんですけどもね、やはり、この意思疎通支援というのは、本当に、これからというか現在もそれが一番根幹になる支援の一つやと思うんですよ。意思疎通があって、それで意思決定に至るわけですから。ですから、やっぱり、この部分が手話や聴覚障がい、視覚障がいの方だけじゃなくて、先ほども言われたように、その全ての障がいがある方にとって、意思疎通ということが重要なことなんだと、これはまだ研究中、

研究が進められています。例えば、ALSの人ってですね、全然言葉は発せられない方と意思疎通をどうしてかかっていうですね。そこら辺はその、今もどんどんICTなんか進んでいまして、例えばアイコンタクトで意思疎通を図るとか、そういうような研究とかも進められているわけですし、ですから、具体的な施策としてこれをやりますということはなかなか書きにくいかと思うんですけども、どう言えばいいんか、ちょっと私もよく分からないんですけども、そういう、全ての障がいがある方を対象に、意思疎通支援を進めていくというようなことが書いてあれば、パブリックコメントの、この17番の方も指摘されているんですけども、パブコメの7ページですね。聴覚者と視覚者のサービスはあるが、その他の障がい者も意思疎通ができないのでは、言葉は文章では理解できない障がい者は放置ですかというようなことも書かれているんです。こういうような意見は、そのことが書かれておれば、出て来ないかなというふうに思うんですけどね。すみません。

#### 委員長

---

はい、非常に重要なポイントをですね、教えていただきました。  
ちょっとお待ちくださいね。事務局の方で、今。  
はい、どうぞ。

#### 事務局

---

先生おっしゃるように、全ての障がいのある方に対応するような方向性のものを築くってというような気持ちでというふうには思っております。本当に、個々の現場でのサービスの中で取り組みをしていただいとるような感じにはなっているのですが、また新しいサービス等もどんどん出てくる中で、情報収集も含めて、取り組みを進めていくというような記述っていうのを、この6番目のところにですね、追加をする方法ですと、文言等がですね、申し訳ない、もう少し時間が必要ですが、そういう付帯付きでっていうことで、こういった形のをここへ記述していくって付帯付きで考えて、このように修正していくというふうに思いますので、6番目に、全ての障がいのある方、具体的にどこまで入るかなんですが、足しての、こういったもので表現できたらというふうに考えていますので、よろしく願いをいたします。

#### 委員長

---

今の事務局のお答えなんですが、いいでしょうか。

#### 委員

---

あの、ごめんなさい。4期の計画の、最初にも言わしていただいたんですけど、4期の計画の42ページですね。6つ目ですね。情報の理解や自らの情報の発信が困難な障がい者への意思疎通支援として、ヘルパー等介助関係者への啓発・研修などを通して円滑な支援の促進に努めていきますという文があるんですけども、これをちょっと、そのヘルパー等介助関係者の啓発・研修とかいうような部分をちょっと変えていただいたらいいのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

#### 委員

---

今すぐ文章がまとまらないようなら、事務局に一任したらどうでしょうか。

委員

---

すいません、少しよろしいですか。

委員長

---

ちょっと待ってくださいね。ちょっと今事務局で回答を考えておるので・・・  
そうですか。今協議中ですので、まず、委員さんからですね、ご意見伺います。  
はい、どうぞ。

委員

---

ありがとうございます。確認させていただきたいんですけども、解説の用語集  
の方なんですけど、それを付けていただくということでしたので、用語解説を付  
けていただくということでしたので、意思疎通とはって言う言葉もちょっと付け  
ていただいたら、そちらの方でも読んでいただいで分かるんじゃないかなと思う  
んですけども。お互い伝えることができないという場合にするとか、聴覚障がい  
者の場合は手話通訳とか要約筆記。それ以外の方に対しての手段とか、そういう  
ことを書いていただくと、より分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、  
いかがでしょうか。コミュニケーションという言葉だとすぐ分かると思うんです  
けども、やはり意思疎通って言う言葉になると、なかなかこうピンとこないんじ  
ゃないかなと思うので、皆さんが分かっていたかどうかは分からないんです  
けど、そういったことで、意思疎通とはコミュニケーションのことなんだって  
いうのを載せていただくと分かりやすくなるんじゃないかと思います。いかがで  
しょうか。

委員長

---

はい。どうもありがとうございます。

事務局

---

すみません。まず質問の順番前後するんですが、さきほどの委員さんからの  
ご意見につきましては、用語集に意思疎通支援という言葉を追加する方向で進め  
させていただきました。その説明につきましては、国等の資料を参考にしながら事  
務局のほうに一任いただいて、追記させていただくということでご理解のほう  
お願いいたします。

委員

---

わかりました。よろしく申し上げます。

委員

---

追記したことについては委員に教えてほしい。後でもいいので。

事務局

---

取りまとめ次第、委員の皆さんに郵送等で周知のほうさせていただきますので、  
よろしく申し上げます。以上です。

委員長

---

いいですか。



先ほどの回答をお願いします。

## 事務局

---

すみません。先ほどご提案いただきました、前回の計画の部分ですね、「情報の理解や自らの情報の発信が困難な障がい者への意思疎通支援として、ヘルパー等介護関係者への啓発・研修などを通じて円滑な支援の促進に努めていきます」、この文章をベースにさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、特に検討箇所は、「ヘルパー等介護関係者への啓発・研修などを通じて」という部分をですね、何かの言葉にならないかっていうふうに、前後の、「情報の理解や自らの情報の発信が困難な障がい者への意思疎通支援として」という部分、また、「円滑な支援の促進に努めていきます」という部分、使わせていただいて、真ん中の部分だけちょっと検討させていただくというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

## 委員長

---

いいですか。そういうことですね、事務局のほうで、今お考えなられたですね、そういうようなことをここに加えるということ。はい。6番目に加えるということですね。そういうことで、今の問題を解決したいということなんですけども、いいでしょうか。他に。はい、どうぞ。

## 委員

---

障がい者計画の72ページのところで、パブリックコメントでは精神科の障がいをお持ちの方の件で、かなり意見があったかなと思ひまして、読まさせていただくと、精神科の通院だけに限られてますっていう制度になってますので、この72ページの、上の施策の方向性2のほうのは、心身の障がいをお持ちの方の給付をしますっていうような話で、施策の方向性3の精神障がい者への医療に関しては、自立支援医療の支援を行いますということだと思ひんですが、その2つ、自立支援医療、同じ文言が入るとるんですが、多分、ぱっと見て、身体と知的の方へは入院医療とかも給付が出たりとか、精神の方は入院医療とかに給付が出ない松阪市の現状などございますので、この自立支援医療っていうところで、例えばこういう用語の解説集で、ちょっとこう、分かるようにしておいてもうたほうが、こういうパブリックコメントでかなり医療費のこともいろいろ意見がございましたので、その辺分かるようにしていただいた方がいいのではないかと思います。ご意見さしてもらいました。

## 委員長

---

はい。どうですか。事務局。

## 事務局

---

すみません。先ほどの委員さんからの、用語解説の追加ということで、自立支援医療につきましても同じように事務局のほうに一任させていただいて、加えさせていただくということで進めさせていただきます。以上です。

## 委員長

---

はい、どうぞ。

委員

今の委員の補足でございますけども、県内郡市におきまして、精神科に入院する際の助成に関しまして、差があったんですね。津市は手厚くですね、助成いただく、具体的には他にも、名古屋も、すごいですよね。

委員

名古屋市は入院医療、市で。給付していただく。

委員

そうですね。

委員

津市は入院費半額とか。

委員

名張は。

委員

名張は全額。

委員

相対的に考えるとちょっと松阪市は遅れを取っているというふうに認識しておりますので、ぜひ、周辺地域の平均レベルまで上げていただきたいと。今後市民の方に資するところだと思いますので、よろしく。パブリックコメントで出さないといけないことかもしれませんが、ちょっと補足させていただきます。

委員長

はい。それぞれの意見が出ましてですね、それで、時間の関係もありますので。これがですね、この委員会ですら最後になりますので、いろんなことですね、まだご発言されてない方に一言ずつ。発言したい方、いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思います。

委員

もうこのことについてはご意見あらへんの。皆さんに意見を聞いてもらってからにしては。他にありませんかっていうことで聞いてもうてからにしては。

委員長

分かりました、はい。まず、意見、最後の皆さんのご発言を。

委員

その前に、この計画に対しての意見はありませんかって、そこ聞いてもらうのが普通かと思う。それでなかったら、ほんなら一言、もろたらええけど。

委員長

はい。分かりました。

今おっしゃった内容ですね、ことも含めて、この障がい者計画についてですね、ご発言も含めて、まだご発言されていない方でご発言したいということを考えていらっしゃる方、挙手をしてもらえますか。はい、どうぞ。

## 委員

---

すみません、前回、私はお休みさせていただいてましたので、おかしな意見になるかもしれませんが、一番最初の意見で、語彙について、ご発言なされたんですけど。

私もこの計画案のところを見せていただいております、推進していきますとか、支援を行っていきますとか、そういうことで、締めていただいておりますけど、私、以前に、前々回の時にグループホームの方について、重度の障がい者はそういう支援をしていただいても、なかなか前に進めないということがありますので、本当にこう、書いていただくことについては重度障がい者も利用できるような体制を取っていきますと、そういうことを文言に入れてくださって言われてもあってあったんですけど、ここ、見せてもらっても、なかなか書いてもらってないんですけど、今、いろいろなことで、本当に重度障がい者の人は生きにくいんです。グループホームに行きなさいって言われても、そのグループホームにすごく大きなお金が要ったり、それに支援していただくお金が何百万円だけにとどまっているので、ユニバーサルにしても、いろんなところで、その障がい障がいによって、いろいろこうしてほしいということは違うと思うんですよ。せやから、深く言ってしまうと、私のところはこれは必要なんです。親が亡くなったら、1人では生きていけないんですっていうようなところから、それで施設はないんですよっていうようなところから、グループホームは絶対に必要なやけど、それができにくい。それから、支援していただく金額もそうですし、生活していくうえで障がい者に対する支援といいますかね、それがなくて、ぜひその重度の障がい者、聴覚障がいとかそういう人たちは、私、コロナが始まってから、市長さんのところ行って、本当に自分たちは親と離れないと生きていけないっていうところまでいっていただい。もうグループホームもあてにならんし、せやから、自分らで生活してけんような状態で、空き家を何とかしてくださいよとか言ったことがあるんですけど、そんなことで、ここに書いていただいていることは本当にばくっとしたことで、なかなか、支援していきますとか、そういうことを書いてもらってあるんですけど、なかなか、突き詰めていきますと、障がいによっては本当困って、絶対大事なんですということがあると思うんです。今もそうなんです。私は、そういうことで、支援していきます、充実を働きかけていきますって書いてもらってあるんですけど、それをどれぐらいの状態ですっていただけるのか、というところをもうちょっとね、ちゃんと明確にわかるようにしていただけたらありがたいんですけど。そんなことです。

## 委員長

---

はい、どうもありがとうございます。事務局から一言ありませんか。

## 事務局

---

日頃から重度障がいの方のご意見も様々なところで、非常に重いご指摘をいただいたというふうにご覧しております。県もグループホーム等の推進はしておりますけれども、その中で、具体的には、私どもからこういった受け付けさせていただいたところのお話をお聞きした時に、重度の方もご利用いただける施

設という話もさせていただいたりする中で、最近では受けるよっていうようなところも増えてきたりとか、個別の話をいただいたときには、重度の方の受け入れをという話をさせていただいて、また、これからまた、市内において重度の方が行けるようなサービスであったりとか放課後等デイサービスの利用者さんも立ち上げをいただくような形で、今準備を進めている段階で、具体的にはそういった形ですね、具体的施策の中でお話をさせてはいただいておりますけれども、この計画書の中に個別でっておっしゃられるように、ひとくくりの表現というようになっておるところでございまして、そういった形で、この計画書としては記述させていただいて、ご心配の辺りはですね、個別の施策の中でしっかり私たちも進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。それではその他の方で。はい、どうぞ。

## 委員

---

失礼します。私たちの会は、極めてもう本当に少なくて高齢の親御さんが多いんですけども、今、先ほどおっしゃった、その通りなんです。なんていうか、いろいろ施設できたり、事業者さんが立ち上がっておりますけれども、やはり、課題の多い人、重度の、重度っていうかね、重度にもいろいろあると思うんですけども、なかなかね、支援しにくい方については、言葉としては上手にお断りされますけれども、無理であると、それはやはり、なんていうのかな、介護する側の人数の問題とか、いろんなことがありまして、とても国の制度の中ではそれができない。ですから、それぞれの地域によっては、特別な補助金を出して、今言われた、グループホームについても最近新聞に載ったんですけども、伊勢市では、重度の方を受け入れるグループホームには特別な補助金が出てるということがはっきり分かりました。それで、やはり、そういう思いとか、これがやりたいという、利用者さんも、いろいろあると思うんですけども、その松阪単独でそういうような方向も考えてきてくださるっていうのが、そういうものを実現するものにつながっていくもんだと思っておりますので、やはり、いろいろね、予算の問題とかいろいろあると思っておりますけれども、一番困ってるのは重度の保護者、重度の障がいのある方を家庭で守ってる保護者なんですね。ですから、もう、この前もちょっと私がかかるとこの保護者会をしたんですけども、本当に、まだまだ若い親御さんが、もうずっと面倒をみているけれども、若い時から親亡き後のことをいつも言われます。実際に年を重ねて、介護するのが大変だなと、自分ではしきれないかなと思った時に、そういうものを利用したいと思っても、なかなかスムーズに入りにくい。もちろんショートステイはそうなんですけれども、ショートステイも何人待ちでありますとか、なかなか、ちょっと具合が悪い、うまいこといかないわ、それと、地域でも自分はもうちょっと違うところへ行きたいな、子どものね、預けたいなと思っても、それが無理やったらもうちょっと遠いこへできませんとか、そういう話を聞くことが最近またたくさん増えてきました。ですから、辺りに暮らしている方はなるべく松阪ないし近郊のところ、そういう事態に陥った時にスムーズに利用できるような、そういう形を松阪市の福祉事務所、いろんな方が関わっていただいて、本当に日頃から感謝しておりますけれども、そういうところにもうちょっと力を入れていただくのがいいんじゃないかなと思っております。

それからもうひとつ、ちょっと用語解説のことなんですけれど、これは障がい

者計画の中に入ったらどうかも分かん、ちょっと私、分からないんですけど、分からないちゅうか…。最近私知った中で、アイパートナーっていう制度があるっていうこと、お聞きしました。それで、そのことで、私は、視覚障がいのね、会長さんにアイパートナーっていう制度はどうなんですかと、ちょっと電話でお聞きしました。そうしましたら、まだ新しいんですかね。そういうのもあるということで、障がいのある方、そういう方がそういう制度を利用しながら、例えば、目が不自由であっても、知的な障がいも持たれてる方とか、そういう方が、いろんなところを活動したりするためにはそういう制度もあるということ、私は恥ずかしいんですけど最近知ったばかりなんです。ですから、そういうようなことも、どこかへちょっと、もし入ってなかったら盛り込んでいただくということもどうかというふうに思いました。それだけです。ありがとうございます。

#### 委員長

---

はい、どうもありがとうございました。それで他にご発言されてない方で、ぜひ発言したいと。

#### 委員

---

補足させてください。

#### 委員長

---

はい、どうぞ。

#### 委員

---

すいません。三重県の会長やっとの関係で、この72ページに出てる医療費の助成の件についてですけども、各市町から要望が上がっているのは、窓口を無料化にしてほしいという要望があって、一応、県の障がい者団体としては三重県もそうですけども、自民党とか、そういうところへも窓口無料化をしてくださいという要望は昨年度から行ってるんですけどね。これはね、無料化にすると国から助成金が下りないんです。だから裕福な自治体は、都道府県とか、政治としてやっている部分が一部あるぐらいで、ほとんど無料化がないんです。要望は多いんですけども。そういうことで、松阪市も、未就学児やったかな、何か医療費無料化があってな、そういうので障がい者もちゅうことで、してるんですけども、三重県の中でも、その医療費の無料化の段階が、何歳まで、未就学とか3年生までとか、いろいろ、助成の範囲も変わってきますけれども、一応窓口無料化をお願いしたりするのは、一番、要望的に全体が多かったですよね。自民党もあり、うちの上位団体である日障連という上位団体の中にも、要望として一応挙げてはありますけど、なにしろ無料化にしたら国の補助が下りないからという、それを県に言われたら、そういう方向で、選択の余裕のある、財政のある県とか、県はそうでもないですけど、都市、政令指定都市なんかであるところがあるちゅうぐらいの程度しかないですわ。だからまあ今後、県としては、県の障がい者団体としては、要望としては挙げてくつもりでおるんで、県が認めてくれりゃあ、松阪市もそれに準じてやっていただけるのかなという方向性があるんです。無料化にしてしまうと医療費のちょっとしたことでもすぐに無料やでとって、診察してほしいとか、そういう案件も出てるらしいです。そういう面も出てますんで、今後これを課題として、要望としては、一応、続けていくような、三重県に対してとっております。

それともうひとつは、86 ページかな、三重県障がい者芸術文化支援センターってというのは、この夏立ち上がったのがここに書いてあるんです。まだ今のところは三重県のみ芸術文化祭ちゅうのをやってるんです。けども、この支援センターを正式に全部稼働になってきた場合には、全国規模です。全国の芸術文化祭を三重県で開催する場合には、支援センターが中心になって実施する。今までやっている、都道府県でやっている芸術文化祭も、こういうセンターとして活用して、その中で芸術文化祭やってるちゅうことですので、今三重県の中でやっとなる、松阪市の障がい者福祉センターがやっているという。三重県としても、昨年度はクラギ文化ホールで開催させていただきましたけれども、今年はステージもできなくて、表彰式も何もできなかったんですけども、それをこの先は支援センターの中で開催していく方向性として、今考えておりますので、先進的に、その支援センター出来上がったんですけど、支援センターでその状況までまだ進んでないので、来年度からは、芸術文化祭そのものが支援センターの中で実施になるかどうかは、まだ判明してませんが、そういう流れで今のところ進んでおりますので、ちょっと、県の情報としてお伝えさせていただいております。

#### 委員長

---

はい、どうも。ありがとうございます。それでは他にご意見。

#### 委員

---

ちょっとだけ、先ほどおっしゃられた 86 ページの芸術支援センターの件なんですけども、②で、三重県芸術障がい者支援センター、視覚障害者支援センター、方向性の 2 ですね、②で、三重県視覚障害者支援センターに関わるこの次の施策の内容ですかね。三重県障害者支援センターっていうところで、視覚が抜けているんですけども、視覚が漏れてるわけではないんですか。

それと、すいません、追加で申し上げたいのが、確認してなかったのが悪いんですけども、三重県聴覚障害者支援センターも、聴覚障がい者のための、例えばライブラリーであったりとか、そういうものが設置されています。貸し出しもできます。視覚障害者支援センターが書かれておりますので、文化祭もそちらの方で開いています。ですので、聴覚障害者支援センターというの追記ができるかどうかということを確認したいです。以上です。

#### 事務局

---

いいですか。

#### 委員長

---

はい、どうぞ。

#### 事務局

---

ご指摘ありがとうございます。本当に申し訳ございません。まず、施策の内容の方の三重県障害者支援センターは、視覚という言葉が漏らしておりました。大変申し訳ございません。修正等させていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点の三重県聴覚障害者支援センターにつきましては、並べてですね、計画の中に入れさしてもらおうという方向で、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

#### 委員

---

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

#### 委員長

---

はい。それでは時間も11時過ぎましたけども、どうでしょう。何かご意見がありましたら、お願いします。最後に一言、言っておきたいというようなご意見がありましたら、どうぞ。

#### 委員

---

迷ってたんですけれども、言った方がいいと思って手を挙げました。すいません。個人的なことなんですけど、私、ろうあ協会の会長をしております。なって14年ぐらいになりますかね。はい。手をつなぐ親の会の皆さんとか、松身協の会長さんとも出会いがありました。で、一緒にやって、最近は集まることのないですが、以前はこう集まることがありました。で、その場で、悩みであったりとかいろいろな話もしていました。委員さんが言われたように、グループホーム設立したいという思いは何度も聞いていて、一緒に頑張りましょうって言ってたんですけれども、ずっと前から同じようなことを言われてみえると思います。お互いの夢が実現できるように、ぜひともお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 委員長

---

はい、ありがとうございました。それでは、どうでしょうか。ご意見ありませんか。もう今日の本題でありますけど、第5期ですね、松阪市障がい者計画についてのご承認をいただいたということで、さしてもらいたいと思うんですけども、いいでしょうか。

はい。それではですね、ご意見がないようですので、本日の議事、審議はこれで完了となります。ありがとうございました。

それでは事務局のほうに。

#### 事務局

---

委員長ありがとうございました。その他ということになりますけれども、よろしいでしょうか。では、その他の方も終了ということで、では、以上をもちまして今日の審議のほうを終わりとさせていただきます。松阪市障がい者計画策定委員のほうを、長い間、ありがとうございました。最後に事務局を代表しまして。

#### 事務局

---

(事務局によるあいさつ)

## 4. 閉会

#### 委員長

---

それではこれで、最後の会議ですけども、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)